

「令和５年度 国際植物防疫条約に関する国内連絡会」 議事概要

開催日時：令和５年９月１３日（水）１４：００～１６：４５

開催場所：Web 開催（Webex）

１ 開会

農林水産省消費・安全局植物防疫課国際室 小林室長から挨拶。

委員の互選により、君島委員が議事進行役に選任された。

２ 国際植物防疫条約（IPPC）及び国際基準策定プロセス

事務局（農林水産省消費・安全局植物防疫課）から国際植物防疫条約及び国際基準策定プロセスについて説明。

３ １回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」案の概要について説明後、質疑応答。

（１） 病害虫リスク分析に関する ISPM の再構成及び改正

児玉委員：４点の意見がある。１つ目に、検査や検定に長時間を要し、積荷が長期間留置されることがないように、パラ 768 の運用上及び技術的検討の例示に「措置の迅速性」の追加を提案する。２つ目に、パラ 774 に「必要以上に貿易制限的なものを除く」の規定の追加を提案する。３つ目に、パラ 758 の暫定措置の適用について「適時に」とされているが、ISPM5 の定義では「可能な限り速やかに」とされていることから、定義に整合するよう修正すべきと考える。４つ目として、パラ 791 について「緊急措置」は「暫定措置」に修正すべきと考える。

事務局：既にある文言でカバーされている部分もあると考えるが、いただいたご意見を踏まえコメントとして提出することを検討したい。

（２） ISPM 39 「木材の国際移動」の附属書案「木材の移動に伴う病害虫リスク管理におけるシステムズアプローチの利用」

加賀谷委員：本案では、臭化メチルくん蒸などの単一の措置の代替としてシステムズアプローチが利用可能であるとしているものの、仕様書にあるモントリオール議定書への対応として環境負荷の低い同等な措置を目指すことは述べられていない。こうした情報を背景のセクションに含めることを提案する。

事務局：日本のコメントへの追加を検討したい。

（３） ISPM 46 「植物検疫措置のための品目基準」の附属書案「マンゴウ生果実の国際移動」

君島委員：本 ISPM が採択された場合、マンゴウの対日輸出の解禁要請は想定されるか。

事務局：本 ISPM は措置のオプションを提示したものであり、我が国としては、我が国の保護水準を満たすことを確認するための技術的な根拠を引き続き求めていくこととなる。

(4) ISPM27「診断プロトコル」附属書の改正

意見無し。

(5) ISPM 28 「規制有害動植物に対する植物検疫処理」附属書案

意見無し。

4 2 回目の加盟国協議に諮られている ISPM 案

事務局から、以下の ISPM 案の概要について説明後、質疑応答。

意見無し。

5 CPM 勧告案

海上コンテナの経路に関連する病虫害リスクの最小化についての CPM 勧告案

事務局から、CPM 勧告案及び日本のコメント案について説明後、質疑応答。

久米委員：本件の重要性は理解しているが、法的義務が生じないよう、努力義務としての位置づけを維持していただきたい。鉄製床の使用の奨励については、貨物によっては木製床の使用が必須の場合があり「可能な場合」の追加を提案する。また、日本のコメント案の修正を求めるものではないが、港湾運営の現場を担う観点からいくつか意見を述べたい。1つ目にパラ 39 について、コンテナを介した病虫害リスクへの懸念については、荷主を始め広く関係者への啓発を行い、理解を得ることが必要と考える。2つ目として、パラ 58 のリスク低減について、対象とする病虫害を限定しなければ事業者への啓発も実効性がないものにとどまる懸念がある。3つ目に、パラ 65 の目視検査について、病虫害を対象とした検査は、現在実施されているコンテナの検査とは目的が異なり、別途検査場所、時間、人員の確保が必要となり、新たな経費も要するため実施は困難である。なお、国内のターミナル等はほぼ 100%舗装されており、病虫害の付着の可能性は低い。4つ目に、病虫害の侵入経路には航空輸送などもあり、コンテナの経路だけを対象とすることは不十分と懸念する。

事務局：関係者への意識啓発については必要と考えており、採択される CPM 勧告の内容を踏まえ、関係省庁とも相談したい。本 CPM 勧告案は、関係者の可能な範囲の努力をもってリスク低減を図ることを提案しているもの。特定の種類の病虫害を対象とするというよりも、コンテナを清浄にして流通させることを推奨している。また、アスファルトで舗装されている場合でも、植物の種子や害虫の卵塊等が付着するリスクはある。対象となる経路を拡大する議論は新たな規制や対応を関係者に求めることとなる可能性が高く、我が国へのメリットは大きくないと考えている。鉄製床の使用の推奨については、勧告の意図に記載されており「可能な場合」の意味合いは含まれていると考えているため、追加を提案するコメントは行わないこととしたい。

小林委員：関係者に聞き取りを行ったところ、木製床が必須な場合があると聞いている。単純に鉄製床に移行するということではないと考えているが、これまでの議論を確認したい。また、冷蔵コンテナ内部の床面が金属製であっても、合板をのせて

荷物を積載することがあると聞いている。

事務局：鉄製床の使用については、業界からも受け入れ可能という意見があったため、勧告案に盛り込まれたと聞いている。鉄製床で荷物を積載する場合の木製物品については、ISPM15 の木材こん包材の規制に該当すると考えるが、会議の margins 等で各国からも情報収集したい。

君島委員：ISPM として策定されることとなった場合、国内規則の改正が求められるのか。

事務局：日本が海上コンテナに対する検疫措置を行うこととなった場合には、ISPM に基づき措置を取る必要があることから、規則改正の必要が生じる可能性はある。しかし、現在は CPM 勧告案として策定する方向で議論が進んでおり、この場合、加盟国に義務は生じない。

久米委員：CPM 勧告案の「共同責任」のセクションに、コンテナサプライチェーンに関わる全ての関係者とあるので、港湾に限定されることなく荷主を始め全体で取り組んでいけるよう配慮をお願いしたい。

事務局：国交省にも相談しつつ進めていきたい。

6 全体質疑

北村委員：コンテナ床面については、木製または鉄製という二者択一の議論に見えてしまいが、鉄製床は 1 つの手段であって目的ではない。リスク低減という目的を達成する観点から対応していくのがよいと考える。

加賀谷委員：ISPM 39 の附属書案について、表 1 の *Ips typographus* (ヤツバキクイムシ) の分布地域の確認をお願いしたい。また、複数の文言を羅列するときに、and や、(カンマ) が散見されるため、統一することを提案したい。

事務局：参考文献を含め確認したい。

7 閉会

事務局：本日の議論を踏まえて事務局で我が国のコメント案を再度調整するので引き続き御協力願いたい。提出期限の 9 月 30 日までに我が国のコメントとして IPPC 事務局へ提出する。

(以上)